

■ 納付に関する注意事項

● 納付場所

- (1) 今治市役所 本庁・各支所
- (2) 次の金融機関の本店・各支店
〈銀行〉伊予銀行、愛媛銀行、みずほ銀行、広島銀行、四国銀行、百十四銀行、香川銀行、徳島銀行、高知銀行、山口銀行
〈金庫〉愛媛信用金庫、四国労働金庫
〈組合〉越智今治農業協同組合、今治立花農業協同組合
- (3) ゆうちょ銀行（四国管内）

● 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント（各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける基準割引率および基準貸付利率（※）に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントに満たない場合は、その年中においては、当該基準割引率および基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

※「基準割引率および基準貸付利率」とは従来「公定歩合」と呼ばれているものです。

● 督促手数料

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税金や延滞金などを完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。なお、督促状を発した場合においては、督促状 1 通につき 50 円督促手数料もあわせて納めていただくことになります。